

男女の賃金差異の公表 (女性活躍推進法に基づく)

当社では、女性活躍推進法に基づき、男女の賃金差異を公表します。

1. 男女の賃金差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

区分	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全ての労働者	60.9%
うち正規雇用労働者	79.1%
うち非正規雇用労働者	60.7%

2. 算出の前提条件

(1) 対象期間

62期事業年度（2024年9月1日～2025年8月31日）

(2) 賃金の範囲

給与・賞与等、支給されたすべての総支給額（各種手当を含む）

(3) 労働者の定義

- 正規雇用労働者：期間の定めのないフルタイム勤務者
- 非正規雇用労働者：パート・契約社員等（派遣社員を除く）

(4) 算出方法

各区分ごとに平均賃金を算出し、「女性の平均賃金 ÷ 男性の平均賃金 × 100」により算出

3. 補足説明

当社における男女の賃金差異は、主に以下の要因によるものです。

- 正規雇用において、女性の管理職登用割合が男性と比較して低いこと
- 技術系・事務系などの職種および役割の違いにより、男女間で担当業務や責任範囲に差異があること
- 非正規雇用において、勤務時間や担当業務の内容に違いがあること

今後は、女性社員のキャリア形成支援や管理職登用の推進を通じて、男女間の賃金差異の縮小に取り組んでまいります。